

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和4年11月7日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
10番 田中 安弘	11番 森島 隆詞
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

9番 井上 和也	15番 山本 功
----------	----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 森山 賢一
山口 健司

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和4年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和4年11月7日午後2時35分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第11回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

議長 本日も何かとお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、先日は何かとお忙しい中、京丹波町への管外研修（意見交換会）にご参加いただいた委員の皆様、大変お疲れさまでした。

他委員会との意見交換は、委員の皆様が大いに刺激になったと思います。残念ながらご参加が叶わなかった委員の方もおられますが、ご参加いただいた委員の方のお話もお聞きいただき、これからの活動に生かしていただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

本日の総会も、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数も減少してまいりましたが、収束には、まだまだ期間を要するものと思われるので、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、17番新司吉行委員、18番岩井三郎委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については3ページの地図のとおりです。

本件については、山手幹線の買収による残地の15㎡について、譲渡人が高齢で保全管理が難しくなったため、当該地の隣接農地の所有者である譲受人に所有権を有償移転されるものです。

譲受人は耕作面積、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

事務局 続きまして、1ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおりです。

本件については、敷地内の農業用倉庫のある24-1-Bに小作権が付いておりましたが、この後に報告いたします20ページ、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての2番を受け、農業用倉庫も含めて有償移転されるものです。

譲受人は耕作面積、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

事務局 続きまして、1ページにお戻りいただき、3番、4番は関連しますので一緒に説明させていただきます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおりです。

本件については、3番、4番の譲渡人はご夫婦で同じ譲受人に所有権を有償移転されるものです。

譲受人は耕作面積、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

事務局 続きまして、2ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおりです。

譲受人は耕作面積、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 1番、2番については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤村 5番、藤村です。

1番、2番の案件につきまして、11月4日に米澤推進委員、森島委員、山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

1番の案件は事務局からの説明どおり、山手幹線の買収による残地で、これまでも譲受人が草刈りをされておりましたが、今回、譲渡人からの依頼で、所有権を有償移転されるものです。

2番の案件につきましても、譲受人は当該地の近くにお住まいで、農業用倉庫も含め、引き続き農地として利用される計画で、今後も適正な管理が見込まれますので、1番、2番ともに地元担当委員としては特に問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

3番、4番、5番については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 島 11番、森島です。

3番、4番、5番の案件につきまして、11月4日に藤村委員、米澤推進委員、山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

3番、4番は田として、5番は畑として適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

それでは、議案第1号について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおりです。

本件は、市街化調整区域において、農家住宅を建築されるものです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、精華町役場から300メートル以内の区域で、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

事務局 続きまして、7ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については8ページの地図のとおりです。

本件は、市街化調整区域において、露天駐車場及び露天資材置場を整備されるものです。

本件の立地基準につきましては、水道管・下水管が埋設されている道の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、一つは精華南中学校、もう一つは府立南陽高校、があり、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長 1番については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤村 5番、藤村です。

11月4日、森島委員、米澤推進委員、山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、当該農地に農家住宅を建築されるもので、並行して建築確認申請も行われており、隣接地にも影響はないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

2番については、地区担当委員の山本千恵子委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

山本 8番、山本です。

11月4日、山本功委員、山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は隣接する宅地と一緒に利用される予定で、露天の駐車場及び資材置場として転用されます。

排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
 よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の
 意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に議案第3号、令和4年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について、を議題
 とします。事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは9ページをお開きください。

 議案第3号、令和4年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について、精華町長より、
 農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
 規定により、決定を求める。

 10ページをお開きください。1番でございます。

 【 提案説明 】

 場所については13ページの地図のとおりです。

 本件については、この後にご報告いたします25ページ、報告第3号、田から畑への変
 更計画届について、と関連しております。実際には形状変更後の利用となります。

 また、利用権を設定される中本氏から先の8月総会で報告第2号でご報告していた田
 から畑への変更計画届出につきまして、里道水路の付替えの関係から9月30日付けで
 取下書が先に提出されており、今回は、それに代わる形として、自作地と併せて一体利
 用される計画です。

 ただし、形状変更によるかさ上げの関係で、京都府の土砂等による土地の埋立て等の
 規制に関する条例に該当するか、関係機関と調整中とのことであり、該当の場合はそ
 ちらの方の許可後の利用となります。

 10ページに戻っていただき2番でございます。

【 提案説明 】

場所については15ページ及び6ページの地図のとおりです。

10ページに戻っていただき3番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。

11ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号についての計画は議案ど
おり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告
します。

事務局より報告願います。

事務局 20ページをお開きください。それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定に
よる通知について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については21ページの地図のとおりです。

2番でございます。

【 内容報告 】

場所については22ページの地図のとおりです。

本件については、先ほどの議案第1号で説明しましたとおりでございます。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局 23ページをお開きください。それでは報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については24ページの地図のとおりです。

本件については、譲受人の住宅の車庫の奥行きが短いため、延長されるものです。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、田から畑への変更計画届について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局 25ページをお開きください。それでは報告第3号、田から畑への変更計画届について、でございます。1番、2番については関連しますので、一緒にご説明いたします。

【 内容報告 】

場所については13ページの地図のとおりです。

本件については、先ほどの議案第3号でご説明しましたとおり、変更後、1番の申請者が2番を利用権設定で、1番と一体的に利用される予定です。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

11月28日月曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の 総会を 11月28日月曜日、午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますが、議案締め切りから総会までの日がなく、議案書は当日配付とさせていただきますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時35分